

第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画(素案)への意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	該当箇所	意見のあらまし	件数	市の考え方
1	5 ・ 41 ・ 58	1 社会的な状況 (1) 少子化の進行 ア 人口の推移 (ア) 市全体の推移 ・ 2 ワークライフバランスの推進 ・ 3 地域全体で取り組む子育て支援	第六次寝屋川市総合計画【試案】では、将来人口を2027年度22万人と推計し、老年人口割合を約34%と想定している。 子ども・子育て支援事業の担い手は、生産年齢人口の人々である。その生産年齢人口が減少している。そのことを明らかにしなければならない。老年人口の人々にも子ども・子育て支援事業の担い手になってもらわないとならない。41ページの「社会の高齢化と人口減少は働き手が少なくなることにつながります。」に関連している。	1	すべての子どもと子育て家庭への支援の実現について、58ページに「地域や社会のあらゆる分野における構成員が、子どもと子育て家庭への支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。」と、その担い手について記載していることから、原案どおりとします。
2	5	1 社会的な状況 (1) 少子化の進行 ア 人口の推移 (ア) 市全体の推移	『年少人口(15歳未満)は減少しており、平成31年には27,373人となっています。それに対し、老年人口(65歳以上)は増加しており、平成31年には68,601人となっています。年齢3区分別人口構成の推移をみても、年少人口(15歳未満)は平成26年では全体の12.7%でしたが、平成31年には11.8%に減少しています。それに対し、老年人口(65歳以上)は平成26年では全体の25.8%でしたが、平成31年には29.5%となり、少子高齢化が進行しています。』は、 『年少人口と生産年齢人口は減少しており、平成31年にはそれぞれ27,373人と136,921人となっています。それに対し、老年人口は増加しており、平成31年には68,601人となっています。年齢3区分別人口構成の推移をみても、年少人口と生産年齢人口は平成26年ではそれぞれ全体の12.7%と61.5%でしたが、平成31年にはそれぞれ11.8%と58.8%に減少しています。それに対し、老年人口は平成26年では全体の25.8%でしたが、平成31年には29.5%となり、人口減少が進む中で少子高齢化が進行しています。』に変更すべきでは。	1	教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策を作成する基礎となる年少人口の減少については、増加する老年人口と対比することで、少子化が進行していることを表す記述とすることから、原案どおりとします。
3	5	1 社会的な状況 (1) 少子化の進行 ア 人口の推移 (ア) 市全体の推移	年齢3区分別人口構成の推移の表の平成27年の老年人口割合は26.8%であるが、第六次寝屋川市総合計画【試案】では、平成27年の老年人口割合は国勢調査の数値として28.7%である。住民基本台帳と国勢調査で2%も差があるのは、理解し難い。	1	ご指摘のとおり、住民基本台帳と国勢調査の人口には差があります。これは、住民基本台帳で、住所の変更をせずに転居する人がいるため、住民票の届出場所と実際に住んでいる場所が一致しない場合があるからです。また、両調査における人口の把握時点(1月と10月)や把握方法(届出地と居住地)が異なること、長期の海外渡航者でも住民票を残している場合があることなどによるものであることから、原案どおりとします。
4	33	3 基本方針 基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	「障害の理解や支援スキルの向上を図り」は「障害や疾病への理解や支援スキルの向上を図り」に変更すべきでは。	1	配慮の必要な子どもに対し、「疾病への理解」も重要な視点であることから、より明確化するため、「障害や疾病への理解」に変更します。
5	41	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	「働きたい気持ちがあれば、その人の状況に応じた働き方ができる」は「働きたい気持ちがあれば、年齢、性別、心身の状況にかかわらず、その人の状況に応じた働き方ができる」に変更すべきでは。	1	年齢・性別・心身の状態のみならず、家事や子育て、介護が必要な家族を抱えていたり、ボランティアや趣味の活動を重視する人も増えています。各々の状況に応じた働き方ができることを表す記述とすることから、原案どおりとします。

第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画(素案)への意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	該当箇所	意見のあらまし	件数	市の考え方
6	48	2 就学後の子どもの健全育成	基本方針2「ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える」具体的施策の方向である「就学後の子どもの健全育成」において、幼・保・小の連携強化の1つに、『連携支援員の小学校配置』を計画に入れてほしいと考えます。 『連携支援員』は、発達支援の必要な子どもを含むひとりひとりの子ども理解・適切な支援方法につなげるためのきめ細かな情報共有・交流の場づくりの要となり、中学との連携にもつなげていく人材というイメージです。特に、管轄の異なる保育園と小学校において密なる連携を図るためには重要であると考えます。	1	現在、各公立幼稚園・小学校・中学校には、「支援教育コーディネーター」が位置づけられており、校内では、特別な教育的ニーズのある児童生徒の理解や支援体制の構築に向けた連絡調整、校外では、認定こども園や保育所園、幼稚園等関係機関との連携協力体制の整備を図っていることから、原案どおりとします。
7	60	基本方針4 支援が必要な家庭を支える 1 児童虐待の防止	「児童虐待」に関する記述はあるが、「いじめ」に関する記述がない。縦割り行政ではなく、子どもや保護者の立場からみて必要な総合的な計画とすべきでは。	1	子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育の量の見込みと確保方策」や「児童虐待防止などの地域子ども・子育て支援事業」など、子ども・子育て支援に関する事項を記載すべきと国が定めていることから、原案どおりとします。
8	72	2 計画期間中の人口推計	コーホート分析という方法はどの自治体も行っているものなのか疑問に思いました。	1	コーホート分析は計画策定における人口推計にあたって、国が示した方法であり、他の自治体も用いていることから、原案どおりとします。

提出された意見のうち3件は、パブリック・コメント手続制度の趣旨と合致しないため回答しません。